個人住民稅(市民稅・県民稅)

平成26年度以降に適用される主な改正点

平成25年11月1日発行 市民税課

229-3130 229-3331

個人住民税の均等割を引き上げ

■復興財源確保のための税制措置により 個人住民税の均等割を1,000円引き上げ

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い、平成26年度から平成35年度までの10年間、臨時的に個人住民税の均等割を、市民税と県民税ともに500円ずつ引き上げます。

■「みえ森と緑の県民税」の創設により 個人県民税の均等割を1,000円上乗せ

平成26年4月1日から、皆さんの生命・財産を守る「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、「みえ森と緑の県民税」が導入されることになりました。みえ森と緑の県民税の導入に伴い、平成26年度から個人県民税の均等割に1,000円が上乗せされます。

これらの改正により、平成26年度からの個人住民税の均等割額は「4,000円」から「6,000円」になります。

改正後の均等割額(年額)

	現 行 (平成25年度)	引き上げられる税額		改正後
		復興財源 確保のための 税制措置	みえ森と緑の 県民税	平成26年度 から
個人市民税	3,000円	500円	-	3,500円
個人県民税	1,000円	500円	1,000円	2,500円
合 計	4,000円	1,000円	1,000円	6,000円

■みえ森と緑の県民税についての問い合わせ

使いみちに関すること

県みどり共生推進課 ■224-2513

仕組みに関すること

県税務·債権管理課 ■224-2127

ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除を見直し

ふるさと寄附金(都道府県や市町村等への寄附金)は、寄附額のうち2,000円を超える額を最高で全額、所得税と個人住民税から控除できます。

平成25年から平成49年までは、所得税額の2.1%が復興特別所得税として課税されることになったので、所得税で寄附金控除の適用を受けると、復興特別所得税も軽減されます。そのため、

平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、個人住民税での寄附金税額控除の特例控除額から、復興特別所得税の軽減分を縮減することになりました。

これは、所得税分と個人住民税分を合わせた全体の控除額が、従前と変わらないようにするための措置です。

税負担軽減の仕組み(給与収入700万円、寄附金5万円で所得税の限界税率20%の場合)

寄附金額5万円 軽減額4万8,000円 適用 所得税分 個人住民稅分 個人住民稅分 (基本分) (特例分) 下限額 (5万円-2,000円) 2,000円 (5万円-2,000円) (5万円-2.000円)×(90%-所得税の限界税率20%) ×所得税の限界税率20% ×10%=4,800円 =3万3,600円 =9,600円 所得税分 適用 復興特別 個人住民稅分 個人住民税分(特例分) 復興特別 下限額 所得税分 所得税分 (基本分) (5万円-2,000円) В В ×(90%-所得税の限界税率20%) -200円 =3万3,600円 9,600円(A) 2,000円 (5万円-2,000円) (5万円-2.000円) 復興特別所得税の軽減分(B)を減ずる調整 ×税率2.1% ×所得税の限界税率20% ×10%=4,800円 =9,600円 =200円 3万3,600円-200円=3万3,400円